

総務委員会資料

令和元年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第108号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和元年8月28日

総務企画局

川崎市職員の分限に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第4条の2 法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、<u>禁錮</u>の刑に処せられその刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、その情状を考慮する必要を特に認めたときは、任命権者は別に市長の定める分限委員会にはかり、その職を失わないものとすることができる。</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第4条の2 法第16条第2号の規定に該当するに至った職員のうち、<u>禁</u>この刑に処せられその刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、その情状を考慮する必要を特に認めたときは、任命権者は別に市長の定める分限委員会にはかり、その職を失わないものとすることができる。</p>

川崎市職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第14条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第14条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）、12月に支給する場合においては100分の137.5（再任用職員にあっては、100分の80）を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）、12月に支給する場合においては100分の137.5（再任用職員にあっては、100分の80）を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>4 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものにあつては、その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>	<p>4 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものにあつては、その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>

改正後	改正前
<p>5 任命権者が必要と認める場合は、予算の範囲内において第2項に定める支給額を増加することができる。</p>	<p>5 任命権者が必要と認める場合は、予算の範囲内において第2項に定める支給額を増加することができる。</p>
<p>6 前各項に定めるもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>6 前各項に定めるもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>
<p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p>	<p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p>
<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p>	<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員 <u>(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</u></p>
<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p>
<p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの（勤勉手当）</p>	<p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの（勤勉手当）</p>
<p>第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p>	<p>第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する</p>

改正後	改正前
<p>勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（再任用職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（再任用職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>
<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>4 第14条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第15条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第14条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第15条第3項」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第14条の2中「前条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第15条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第14条の2中「前条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第15条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>
<p>6 前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>6 前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

川崎市職員退職手当支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を市の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 <u>(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u> 又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を市の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>